

# 和歌山県大阪・関西万博関連事業プロモーション等業務 委託プロポーザル公募要領

和歌山県は、令和7年（2025年）に開催される大阪・関西万博（以下「万博」という。）の開催効果を本県にも最大限に波及させ地域活性化につなげるため、関西パビリオン内への和歌山ゾーンの出展、また、和歌山 WEEK 及び和歌山 DAY と位置付けた自治体参加催事等への参加並びに県内の空飛ぶクルマ運航実現などに取り組んでいます。

こうした取組を万博会場に限らず、万博を契機に本県の魅力を国内外に発信し、認知度向上を図り、観光誘客の促進やビジネス機会の創出とするため、プロモーション活動を展開していきます。

これらの目的のもと、プロモーション等の業務を民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、プロポーザル方式により業務を委託する事業者を募集します。

## 1 委託する業務の概要

- (1) 委託する業務名  
和歌山県大阪・関西万博関連事業プロモーション等業務
- (2) 委託する業務内容  
和歌山県大阪・関西万博関連事業プロモーション等業務 仕様書のとおり
- (3) 委託上限額  
10,780千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 スケジュール

令和6年5月30日（木）	公募開始
令和6年6月7日（金）正午	説明会参加申込締切
令和6年6月10日（月）	説明会開催
令和6年6月14日（金）午後5時	質問受付及び応募申込締切
令和6年6月19日（水）	質問回答
令和6年7月1日（月）正午	提案書類提出締切
令和6年7月11日（木）	選定委員会（予定）
令和6年7月中旬	契約締結
令和7年3月31日（月）	事業終了

## 3 公募参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、(1)から(6)までの要件については構成員全員が該当する必要がある、(7)及び(8)の要件については構成員のうち1人以上が該当する必要があります。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。

ただし、同項第1号に該当する者であつて、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立

てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (4) 和歌山県の区域内(以下「県内」という。)に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 本プロポーザルに参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等(以下「許認可等」という。)を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (8) 過去 5 年間に本業務に類似する事業の実績を有していること。

#### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

###### ア 配布期間

令和 6 年 5 月 30 日(木)から令和 6 年 7 月 1 日(月)正午まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

###### イ 配布場所及び受付場所

和歌山県 万博推進課

住 所：〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1 和歌山県庁 本館

電話番号：073-441-2702

###### ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、ホームページ  
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060400/d00217394.html>)  
からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

###### エ 受付期間

令和 6 年 5 月 30 日(木)から令和 6 年 7 月 1 日(月)正午まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)  
※最終日 7 月 1 日(月)は正午までの受付となりますので、御注意ください。

###### オ 提出方法

書類は郵送又は持参してください。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限ります。

###### カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

##### (2) 応募書類

プロポーザル参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

###### ア 応募申込書(様式 1)

###### イ 企画提案書(様式自由)【表紙を除き A 4 片面上限 10 枚とする】

###### ウ 見積書(様式自由)【見積りに係る積算内訳も提出すること。】

- エ 提案者の概要書（様式2）
- オ 誓約書（様式3）
- カ 直近5か年における、類似する事業の契約書の写し
- キ 役員等に関する調書（様式4）
- ク 法人にあつては財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）
- ケ 法人にあつては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては住民票（直近のもの。ただし、官公署が発行するものは発行後3か月以内のもの）
- コ 印鑑証明（発行後3か月以内のもの）
- サ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3か月以内のもの）
- シ 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）
- ス 共同企業体にあつては、共同企業体協定書の写し
- ※ キからシまでは、和歌山県の入札参加資格があれば免除

(3) 提出書類の留意事項

- ア 正本1部、副本8部を提出すること。〈持参・郵送〉
- イ 県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんので御了解ください。  
 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があつた場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）。
- イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本はそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。ホッチキス止めは行わず、必ずA4ファイルに綴るようにしてください。また、応募書類のデータについても、電子メールにより提出してください。
- ウ 表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。  
 〈記入例〉  
 和歌山県大阪・関西万博関連事業プロモーション等業務委託提案書  
 株式会社〇〇（法人名）
- エ 書類提出後の差し替えは認めません（和歌山県が補正等を求める場合を除く。）。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとします。

## 5 提案を求める事項

企画提案書作成に当たっては、別添仕様書の業務内容の具体的な提案に加えて、以下の点についても必ず盛り込むこと。

(1) 本業務の遂行について

- ア 業務の遂行に当たっての体制についての提案を行うこと
- イ 業務に係る全体スケジュールについての提案を行うこと
- ウ 業務を遂行する上で、効率化につながる提案

(2) 戦略的広報活動の企画立案業務について

会期前、会期中において戦略的な広報活動を実施するための本県の万博に向けた取組とその目的を踏まえたプロモーション活動方針の企画立案について、現状分析、ターゲット分析、KPI設定などの手法や①和歌山ゾーンへの誘客②自治体参加催事への誘客③県内の万博機運醸成の観点から具体

的な提案を行うこと

- (3) プロモーション活動業務について  
プロモーション活動に係る効果的なPRの企画について具体的な提案を行うこと
- (4) 方針及び活動等の見直し業務について  
各事業を最適化するための効果的な見直しの手法・時期について具体的な提案を行うこと

## 6 説明会

本プロポーザルに参加を希望する者に対して、説明会を開催しますので、次のとおり参加申込みを行ってください。

なお、説明会への出席は、本プロポーザル参加の条件としますので、説明会に出席しなかった場合、本プロポーザルに参加できません。

- (1) 開催日時  
令和6年6月10日（月） 午後3時30分から（1時間程度）
- (2) 開催場所  
和歌山県庁 北別館1階 1-C会議室  
（和歌山県和歌山市小松原通り一丁目1番地）
- (3) 申込方法  
参加団体名、参加者職氏名、電子メールアドレスを記載の上、電子メールでお申し込みください。  
件名に「【説明会申込】和歌山県大阪・関西万博関連事業プロモーション等業務委託」と記載してください。  
なお、受領確認を万博推進課あてに電話により行ってください。  
※口頭、電話による申込みは受け付けません。  
※説明会への出席者は1者当たり2名以内とします。  
※説明会実施時に、質疑応答は行いません。質問は、電子メールでお願いします。  
※共同企業体で参加する場合には、説明会について構成員のうち1者以上が参加すればよいものとします。
- (4) 説明会への申込期限  
令和6年6月7日（金）正午まで
- (5) 電子メールアドレス e0003001@pref.wakayama.lg.jp

## 7 質問の受付

- (1) 受付期間  
公募開始日から令和6年6月14日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法  
電子メール（アドレス：e0003001@pref.wakayama.lg.jp）で受け付けます。  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）  
なお、受領確認を、万博推進課あてに電話により行ってください。  
後日、説明会参加者全員に対し、メールにより回答いたします。ただし、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから回答できません。

## 8 プロポーザルの応募申し込み

- (1) 受付期間  
プロポーザルに参加の意思のある事業者については、令和6年6月14日（金）午後5時までに、応募申込書（様式1）を提出すること

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：e0003001@pref.wakayama.lg.jp）で受け付けます。  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）  
なお、受領確認を、万博推進課あてに電話により行ってください。

9 審査の方法

(1) 審査方法

- ア 審査は、書類審査（一次審査）及びプレゼンテーション審査（二次審査）にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。
- イ 応募者が6者以上であった場合、書類審査において、(2)の審査基準に掲げる項目について審査の上、評価の高い5者を選定します。
- ウ プレゼンテーション審査は、(2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、審査員の協議により決定します。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約候補者に決定します。
- オ プロポーザル参加事業者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定します。

(2) 審査基準

①組織体制及び全体スケジュール
<ul style="list-style-type: none"><li>・事業目的等を正しく理解しているか。</li><li>・適切に業務を実施する組織体制、人員配置及び実施プロセスとなっているか。</li><li>・適切なスケジュールが提案されているか。</li><li>・県に加え各業務受注者等を含む本業務に必要な関係者と連携が十分に取れるものとなっているか。</li></ul>
②提案内容の妥当性及び充実度
(1) <b>【戦略的広報活動の企画立案に関する提案】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・戦略的広報活動の企画立案に伴う課題や業務内容を理解した方針が示されているか。</li><li>・本県の万博に向けたそれぞれの取組に関するプロモーションを有機的に連携させるための手法について適切な提案がなされているか。</li></ul>
(2) <b>【プロモーション活動業務に関する提案】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・適切なターゲットに対して、効果的に情報発信するための手法が提案されているか。</li><li>・テレビ番組放送、ラジオ、雑誌記事や新聞・WEBニュースなどメディアに対し、広く取り上げられるような具体的な取組が提案されているか。</li></ul>
(3) <b>【方針及び活動等の見直し業務に関する提案】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・時機に応じて各業務が最適化されるよう柔軟な見直しができる体制の提案がされているか。</li></ul>
(4) <b>【独自提案など】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・和歌山ゾーンへ来場者を誘引することにつき効果的な方策が提案されているか。</li><li>・和歌山ゾーンの来場者を和歌山県へ誘客する効果的な方策が提案されているか。</li><li>・和歌山県産品の販売促進に繋げる効果的な方策が提案されているか。</li><li>・その他、本事業をより効果的・効率的に実施できる独自の取組が提案されているか。</li></ul>
③類似業務実績等
<ul style="list-style-type: none"><li>・過去（公募以前5年以内）に類似する事例に取り組んだ実績があるか。</li><li>・当該実績は本業務を適切に完遂できると推測するに十分なものとなっているか。</li><li>・本事業を受託するに当たっての提案事業者の強み（メディアリレーション、類似の業務実績、専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無など）があるか。</li></ul>
④見積書の内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・単価や数量が適正に見積もられているか。</li></ul>

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ 2つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合を含む。）

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 10 契約手続きについて

(1) 選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結します。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者と協議します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第93条に該当する場合は契約保証金を免除します。